

福岡大学大学院人体生物系総合研究室利用規定

(趣旨)

第1条 福岡大学大学院人体生物系総合研究室（以下「総研」と略す）を効率的に利用し、円滑且つ健全な管理、運営を行うためにこの規定を定める。

(利用資格)

第2条 総研の利用資格を有するものは以下のいずれかとする。

- (1) 福岡大学の職員
- (2) 福岡大学の学生（学部学生・大学院生）
- (3) 福岡大学病院の医員・研修医
- (4) その他、総研世話人が許可した者

(利用時間)

第3条 総研は登録済みの実験者の自己責任のもとで随時利用できるものとする。

なお総研の事務取扱時間は、土日祝日、大学の定める休日を除く以下のとおりとする。

平日 8時50分から16時50分まで

(利用登録)

第4条 総研の利用を希望する者は、事前に所定の登録申請書を総研世話人に提出し、利用許可を得なければならない。利用登録の申請は随時受け付ける。

(利用予約)

第5条 総研の大型設備・機器（別紙1別掲）を使用する場合は、多数の同時利用希望による不都合を避けるため、事前予約（別紙2参照）を義務付ける。なお、利用希望者間の協議によって、互いに利用予定を調整することは制限しない。また、原則として、使用予約のない時間帯は、利用者による総研設備の臨時使用を制限しない。

(利用に関する注意事項)

- 第6条
- 1 総研の設備・機器を利用する場合の準備・使用・後始末・清掃等については、各実験者が責任を持って行い、原状に復するものとする。
 - 2 総研の設備・機器を使用する際、別途試薬等が必要になる場合は、受益者負担の原則に基づいて、利用者は使用量の相当額を負担する。
 - 3 総研の利用者が、一時的に総研のスペースに機器を設置したい場合や総研スペースの一部を専有したい場合は、総研世話人に所定の申請書を提出し、許可を得る必要がある。
 - 4 総研の利用者が誤って総研の設備・機器を汚染・破損した場合は、速やかに総研世話人に報告することを義務付ける。

(罰則)

第7条 1 総研の利用者が、以上の規定を遵守せず他の利用者の迷惑となる行為を繰り返した場合、総研世話人は警告を経て利用資格を停止することができる。

2 未登録者が、許可なく総研の設備・機器を使用して汚染・破損した場合、その修理や買い替えに相当する額を請求することがある。

別紙1 事前予約が必要な設備・機器

- ・デジタルリアルタイム PCR
- ・共焦点レーザー顕微鏡
- ・超遠心機
- ・クリーンベンチ大
- ・クリーンベンチ小
- ・マルチガスインキュベーター
- ・フルオロスペクトロメーター
- ・キーエンス BZ-X710
- ・リアルタイム PCR QuantStudio 1
- ・マルチ検出モードプレートリーダー Infinite 200PRO M Nano

別紙2 事前予約の方法について

“りぎぶ郎” 予約管理システムで行う。

URL (りぎぶろう) : <http://www.r326.com/b/main.aspx?g=oCJ78r6g44pSu4VB1>

パスワードが必要です。その際は総研 (内線 3551) にお尋ねください。

別紙2 事前予約の方法について

“りざぶ郎” 予約管理システムで行う。

URL（りざぶろう）：<http://www.r326.com/b/main.aspx?g=oCJ78r6g44pSu4VB1>